

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	児童手当関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伯耆町は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

鳥取県伯耆町長

公表日

平成30年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当関係事務
②事務の概要	児童手当法に基づき、対象者の資格管理、支払管理、現況届受付、統計処理を行っている。特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①受給者世帯の住民情報の照会、資格確認 ②所得情報の照会、支給額の判定 ③年金、保険情報の照会 ④現況届の処理 ⑤認定請求・その他の届出の処理 ⑥マイナポータルのサービス検索・電子申請機能による届出等の受理及びお知らせ機能での通知
③システムの名称	児童手当システム、統合宛名システム、中間サーバー・ソフトウェア、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当受給者ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】74、75の項 【別表第二における情報提供の根拠】26、30、87の項 2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 【情報照会の根拠】第40条 【情報提供の根拠】第19、44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	伯耆町 福祉課
②所属長	福祉課長 木村 利郎
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号0859-68-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉課 〒689-4133 鳥取県西伯郡伯耆町吉長37番地3 電話番号0859-68-5534

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成29年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

